# 仕　様　書

1　件　　名　　消防設備保守点検業務委託（市民交流活動センター）

2　履行期間　　契約締結日から令和６年（２０２４年）３月３１日まで

3　履行場所　　草加市谷塚町７５２番地　　草加市立市民交流活動センター

4　支払方法　　業務完了払（年２回払）　※　実施月：８月・１月

5　委託内容

各種設備機器の機能保全のため、消防法第１７条の３の３（消防用設備等の点検及び報告）に基づく点検及び報告（報告書の作成及び届出含む）を行う。

⑴　点検回数

ア　外観点検及び機能点検　　年１回

※　令和５年(2023年)８月実施（日時等は、別途協議する。）

イ　総合点検（アの点検を含む。）　　年１回

※　令和６年(2024年)１月実施（日時等は、別途協議する。）

⑵　点検対象設備及び項目

別記のとおり

⑶　点検責任者及び点検従事者

点検を実施するに当たり、消防設備士又は消防設備点検資格者を責任者と定め、発注者が指名する担当職員へ事前に報告すること。

⑷　緊急時の措置

火災その他による作動時又は地震、台風その他による非常発報等の機能障害が発生した場合や業務中、設備に異常が認められたとき、又は異常の連絡を受けたときは、速やかに臨機の処置を行うとともに、係員に連絡し、その指示に従い機器の調整を行うこと。

⑸　負担区分

点検に必要な工具類、測定機器、消耗品（消火器の放射点検時の復旧用薬剤等）及び報告用紙は、受注者の負担とする。軽微な修理については、受注者の負担とし、その他については、別途協議の上、決定する。

⑹　提出書類

点検に先立ち、次のものを提出すること。

ア　点検資格者証明書の写し

イ　作業者名一覧（点検責任者を明記のこと。）

ウ　点検計画書（予め担当者と打合せの上、決定した外観、機能点検、総合点検の日程）

⑺　記録の作成及び報告書の提出

外観点検、機能点検、総合点検を実施したときは、速やかに昭和５０年１０月１６日付け消防庁告示１４号に定める点検票を添付した点検結果報告書を提出すること。

6　その他

⑴　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
⑵　草加市環境マネジメントに基づく取組に協力すること。
⑶　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
ア　受注者及び受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
イ　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
⑷　仕様書に疑義が生じた場合は、担当と協議すること。

7　問合せ先
⑴　仕様書の記載内容に関すること（入札前）
草加市役所　契約課
電話０４８（９２２）１１２９（直通）
⑵　同等品以上の代替物の協議に関すること、契約締結後の問合せ先
草加市市民活動センター　小西
電話０４８（９２０）３５８０

別記：点検対象設備及び項目

１　消火器　　容量３．５kg　　１４本

２　自動火災報知設備

⑴　受信機　　製造者　ホーチキ（株）・型式　受第７～４８号
　　周囲状況　１階事務室・外形　Ｐ型１級・警戒区域表示装置　６／６

⑵　予備電源・非常電源（内蔵型）　　外形　Ｎｉ－ｃｄ（鑑予７－１）
　　表示　２４Ｖ　０．６Ａｈ

⑶　感知器

- 差動式（スポット型）　３８器
- 定温式（スポット型）　　６器
- 煙式（スポット型・光電式・非蓄積）　７器

⑷　発信機　　３機

３　非常警報器具

⑴　増幅器　　製造者　（株）日本ビクター・型式　ＥＭ－Ｋ８０Ｄ

⑵　非常電源（内蔵型）　　外形　ＮＢ－１６５・表示　２４Ｖ　１．６５Ａｈ

⑶　放送設備

- 起動装置　　周囲状況　１階事務室・外形　押しボタン
- 増幅器等　　周囲状況　１階事務室・外形　ラック型　４／１０
　　電圧計　ＡＣ１１０　Ｖ

４　避難器具（垂直式救助袋）

⑴　製造者等　　齋田産業（株）　垂直式Ｈｉスコーダー Ｉ型

⑵　設置場所　　３階体育室南側バルコニー

５　誘導灯

⑴　避難口誘導灯　　Ａ級　５基・Ｂ級　５基

⑵　通路誘導灯　　Ｂ級　１基

⑶　誘導標識　　避難口３基

６　防排煙制御設備

⑴　連動制御器　製造者　ホーチキ（株）・形式等　ＲＣＡ－ＡＷ８型・１台
　　予備電源（外形　Ｎｉ－ｃｄ・表示　２４Ｖ　１．６５Ａｈ）

⑵　設備

- 感知器（煙式・スポット型・光電式）　１８器
- 手動開閉装置（レバー式）　３か所
- 自動開閉装置　シャッター　３か所・ダンパー　４か所

# 仕　様　書

１　委 託 名　　たかさご保育園ほか１５園消防設備保守点検業務委託
２　履行場所　　草加市吉町五丁目１番４８号ほか
　　草加市立たかさご保育園ほか１５園
３　支払方法　　業務完了払（年２回払い）
４　履行期間　　契約締結日から令和６年（２０２４年）３月３１日まで
５　業務内容　　委託場所にある防火対象物について、その機能を保全するため、消防法第１７条の３の３（消防用設備等の点検及び報告）に基づく点検を実施する。

⑴　点検回数

①　外観点検及び機能点検　　年１回（日程は、協議し決定）
②　総　合　点　検　　年１回（日程は、協議し決定）

ただし、せざき保育園については、履行期間と耐震補強等工事期間が重複していることから、②総合点検のみ実施とする。

⑵　保守点検対象物

別紙「草加市立保育園消防設備一覧」のとおり

⑶　点検責任者及び点検従事者

点検を実施するに当たり、消防設備士又は消防設備点検資格者を責任者と定め、発注者が指名する担当職員へ事前に報告すること。

⑷　負担区分

作業に必要な工具類、測定機器、消耗品（消火器の放射点検時の復旧用薬剤等）及び報告用紙は、受注者の負担とすること。

軽微な修理については、受注者の負担とし、その他については、別途協議の上決定すること。

⑸　事前提出書類

作業に先立ち次のものを提出すること。

①　点検責任者の資格証明書の写し（消防設備士又は消防設備点検資格者）
②　作業者名一覧
③　点検計画書（予め担当者と打合せの上決定した、外観点検及び機能点検、総合点検の日程）

⑹　報告書類

外観点検及び機能点検、総合点検を実施したときは、速やかに昭和５０年１０月１６日付け消防庁告示第１４号に定める点検票を添付した点検結果報告書を提出すること。

6　そ の 他

⑴　音の出る点検は、午睡（午後１時から午後３時）の時間を避けること。

⑵　受注者は、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑶　受注者は成果品等については市の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したり、または提供してはならない。

⑷　支払の請求については、保育課に請求書を送付するものとすること。

⑸　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

⑹　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア　受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

イ　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

⑺　仕様書に疑義が生じた場合は、担当者と協議すること。

7　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（入札前）

草加市役所　契約課

電話０４８（９２２）１１２９

⑵　契約締結後の問合せ先

草加市役所　子ども未来部施設担当

電話０４８（９２２）１４９３

# 草加市立保育園消防設備一覧 R5

別紙

| 保育園名 | | 住所 | 受信機 | 差動式<br>ｽﾎﾟｯﾄ型<br>感知器 | 定温式<br>ｽﾎﾟｯﾄ型<br>感知器 | 光電式<br>ｽﾎﾟｯﾄ型<br>感知器 | 光電式<br>煙感知器<br>第2種 | 発信器 | ﾍﾞﾙ | 消火器 | 漏電<br>火災<br>警報器 | 誘導灯<br>誘導標識 | その他 | 点検種類 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | 外観点検<br>及び<br>機能点検 | 総合点検 | |
| 1 | たかさご | 吉町<br>5-1-48 | P1 | 35 | 20 | 13 | | 1 | 2 | 4 | | 3 | 通報装置 | ○ | ○ | |
| 2 | きたうら | 草加<br>1-3-1 | P1 | 32 | 16 | 12 | | 4 | 4 | 11 | | 10 | 避難器具 | ○ | ○ | |
| 3 | やつか | 谷塚町<br>1058-3 | P2 | 19 | 9 | 3 | | 1 | 1 | 5 | | 2 | | ○ | ○ | |
| 4 | まつばら<br>きた | 松原<br>5-6-1 | P1 | 41 | 16 | 58 | | 4 | 4 | 13 | | 13 | 通報装置<br>避難器具<br>屋内消火栓<br>防火設備<br>非常警報 | ○ | ○ | |
| 5 | しのは | 弁天<br>1-10-15 | P2 | 24 | 18 | 6 | | 1 | 3 | 6 | 1 | 5 | 通報装置 | ○ | ○ | |
| 6 | あさひ | 旭町<br>6-14-2 | P2 | 15 | 13 | 6 | | 2 | 3 | 7 | | 7 | | ○ | ○ | |
| 7 | やなぎしま | 柳島町<br>130 | P2 | 14 | 14 | 5 | | 1 | 3 | 5 | 1 | | | ○ | ○ | |
| 8 | せざき | 瀬崎<br>5-35-10 | P2 | 26 | 15 | | | 2 | 2 | 4 | 1 | 2 | | | ○ | |
| 9 | しんぜん | 新善町<br>443-4 | P2 | 16 | 19 | 11 | | 2 | 2 | 6 | | 5 | 防火設備 | ○ | ○ | |
| 10 | しんえい | 新栄<br>4-813-32 | P2 | 15 | 15 | 2 | | 2 | 4 | 4 | | 4 | | ○ | ○ | |
| 11 | やはた | 八幡町<br>473 | P2 | 18 | 23 | 7 | | 2 | 2 | 3 | | 4 | | ○ | ○ | |
| 12 | こやま | 小山<br>1-19-1 | P2 | 21 | 20 | 8 | | 3 | 3 | 4 | | 5 | | ○ | ○ | |
| 13 | ひかわ | 氷川町<br>1803 | P2 | 10 | 16 | 6 | | 2 | 2 | 4 | | 3 | | ○ | ○ | |
| 14 | あおやぎ | 青柳<br>7-2-1 | P2 | 21 | 17 | | 8 | 2 | 3 | 7 | | 4 | 通報装置 | ○ | ○ | |
| 15 | やつかかみ | 谷塚上町<br>219-1 | P2 | 13 | 12 | 7 | | 1 | 2 | 8 | | 4 | | ○ | ○ | |
| 16 | 谷塚町<br>仮設園舎 | 谷塚町<br>607 | P2 | 18 | 18 | 11 | | 2 | 2 | 5 | | 8 | 通報装置 | ○ | ○ | |

※　P1はP型1級、P2はP型2級を示す。

※　にしまち保育園は工事のため、令和5年度の点検は無しとする。

# 仕　様　書

１　委 託 名　さかえ保育園・子育て支援センター消防設備点検業務委託

２　履行場所　草加市松原一丁目３番１号
　　草加市立さかえ保育園・草加市子育て支援センター

３　支払方法　業務完了払（年２回払い）

４　履行期間　契約締結日から令和６年（２０２４年）３月３１日まで

５　業務内容

履行場所にある防火対象物について、その機能を保全するため、消防法第１７条の３の３（消防用設備等の点検及び報告）に基づく点検及び報告（報告書の作成及び届出含む）を行う。

⑴　点検回数

①　外観点検及び機能点検　　年１回（日程は、協議し決定）

②　総　　合　　点　　検　　年１回（日程は、協議し決定）

⑵　保守点検対象物

別紙１「さかえ保育園及び子育て支援センター消防設備一覧」のとおり

⑶　点検責任者及び点検従事者

点検を実施するに当たり、消防設備士又は消防設備点検資格者を責任者と定め、発注者が指名する担当職員へ事前に報告すること。

⑷　負担区分

作業に必要な工具類、測定機器、消耗品（消火器の放射点検時の復旧用薬剤等）及び報告用紙は、受注者の負担とする。

また、軽微な修理については、受注者の負担とし、その他については、別途協議の上決定する。

⑸　事前提出書類

作業に先立ち次のものを提出すること。

①　点検責任者の資格証明書の写し（消防設備士又は消防設備点検資格者）

②　作業者名一覧

③　点検計画書（予め担当者と打合せの上決定した、外観点検及び機能点検、総合点検の日程）

⑹　報告書類

点検を実施したときは、速やかに昭和５０年１０月１６日付け消防庁告示第１４号に定める点検票を添付した点検結果報告書を提出すること。

６　そ の 他

⑴　音の出る点検は、午睡（午後１時から午後３時）の時間を避けること。

⑵　受注者は、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑶　受注者は成果品等については市の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したり、または提供してはならない。

⑷　支払の請求については、２課（保育課及び子育て支援センター）に分割し請求書を送付するものとし、請求割合については協議の上、決定すること。

⑸　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

⑹　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

①　受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

⑺　仕様書に疑義が生じた場合は、担当者と協議すること。

７　問合せ先　草加市役所

⑴　仕様書の記載内容に関すること（入札前）

草加市役所　契約課

電話０４８（９２２）１１２９

⑵　契約締結後の問合せ先

草加市役所　子ども未来部施設担当

電話０４８（９２２）１４９３

別紙１

# さかえ保育園及び子育て支援センター消防設備一覧

| 施設名 | ※受信機 | 差動式スポット型感知器 | 定温式スポット型感知器 | 光電式スポット型感知器 | 発信器 | ベル | 消火器 | 漏電火災警報機 | 誘導灯誘導標識 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| さかえ保育園・子育て支援センター | Ｐ１ | | １１９ | ２６ | １２ | | ２６ | | ３１ | 屋内消火栓設備、通報装置、避難器具、防排煙制御設備、非常警報設備、ガス漏れ火災警報設備、自家発電設備（70KVA） |

※　Ｐ１はP型１級を示す

# 仕　様　書

| 委託番号 | |
|---|---|
| 契約形態 | 業務委託 |

１　件　　名　消防設備等保守点検業務委託

２　履行期間　令和５年(2023年)５月３１日から令和６年(2024年)３月３１日まで

３　履行場所　草加市立勤労青少年ホーム、草加市立住吉児童館
（草加市住吉二丁目２番８号）
草加市立新栄児童センター
（草加市新栄四丁目８１３番地３２）

４　支払方法　業務完了払（年２回払）

５　委託内容

履行場所に設置された消防設備等について、その機能を保全するため、消防法第１７条の３の３の規定及びその他関係法令に基づく点検及び報告（報告書の作成及び届出を含む）を行う。

また、各種点検の基準や方法等について、事前に担当者へ報告すること。

なお、作業時間は平日午前１０時から午後３時までの間とする。

⑴　点検回数

ア　外観点検及び機能点検　年２回（日程は、協議し決定する。）

イ　総合点検　年１回（日程は、協議し決定する。）

⑵　保守点検対象物

別添のとおり

⑶　点検責任者及び点検従事者

消防設備士又は消防設備点検資格者を責任者と定め、事前に担当者へ報告すること。

なお、作業に当たっては、安全対策を十分に講じ、複数名で行うこと。

⑷　負担区分

作業に必要な工具類、測定機器、消耗品（消火器の放射点検時の復旧薬剤等）及び報告用紙は、受注者の負担とする。

また、軽微な修理については、受注者の負担とし、その他については、別途協議の上決定する。

⑸　事前提出書類

ア　点検責任者の資格証明書の写し

イ　従事者名一覧表

ウ　作業計画書等（点検ごとに施設長と調整の上、日程表を作成し、業務着手届を提出すること。）

⑹　報告書類

点検を実施したときは、速やかに昭和５０年１０月１６日付け消防庁告示第１４号に定める各設備の点検表及び消防法第１７条の３の３の規定に基づく報告書（施設長及び防火管理者の押印があるもの。）を２部提出し、うち１部は担当者確認の上、所管消防署へ提出すること。（年１回、総合点検終了後）

なお、外観、機能点検のうち１回は、総合点検と同時に報告できるものとする。

報告書は、作業責任者が持参して内容について説明するものとし、不備不良箇所が存する場合は、修理概算経費等を提示すること。

完了時に、業務完了報告書を発注者に提出すること。

⑺　緊急時の措置

火災その他による作動時、または地震、台風その他による非常発報等の機能障害が発生した場合や、業務中、設備に異常が認められたとき、または異常の連絡を受けたときは、原則１時間以内に対象現場に到着することとし、臨機の処置を行うとともに担当者に連絡の上、その指示に従い機器の調整を行うこと。

６　その他

⑴　業務上知り得た事項を漏らしてはならない

⑵　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

⑶　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア　受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

イ　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

⑷　仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

７　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（入札前）

草加市役所　契約課

電話０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　契約締結後の問合せ先

草加市役所　子ども育成課　児童・青少年係　山口

電話０４８（９２８）６４２１（直通）

| 施設名 | 草加市立勤労青少年ホーム | 草加市立住吉児童館 | 草加市立新栄児童センター |
|---|---|---|---|
| 施設所在地 | 草加市住吉二丁目２番８号 | 草加市住吉二丁目２番８号 | 草加市新栄四丁目８１３番地３２ |
| 延床面積 | ６５９．２２㎡ | ３７２．８６㎡ | ３８４．３１㎡ |
| ①受信機 | １ヶ所 | １ヶ所 | １ヶ所 |
| ②差動式スポット型感知器 | ２１個 | １０個 | １０個 |
| ③定温式スポット型感知器 | １３個 | ４個 | ４個 |
| ④煙感知器 | ２個 | １個 | ２個 |
| ⑤発信機 | ２個 | １個 | ２個 |
| ⑥ベル | ０個 | １個 | ２個 |
| ⑦消火器 | １０個 | ７個 | ３個 |
| ⑧誘導灯 | １０個 | ３個 | ４個 |
| ⑨非常警報設備器具<br>（放送設備） | １基 | － | － |
| ⑩防火シャッター | １ヶ所 | － | － |
| ⑪防煙扉 | １ヶ所 | － | － |

# 仕　　様　　書

1　委 託 名　　児童発達支援センターあおば学園消防設備保守点検業務委託

2　履行場所　　草加市松江二丁目３番６０号　まつばら綾瀬川公園南側仮設園舎

3　支払方法　　業務完了払（年２回払い）

4　履行期間　　契約締結日から令和６年（２０２４年）３月３１日まで

5　業務内容

委託場所にある防火対象物について、その機能を保全するため、消防法第１７条の３の３（消防用設備等の点検及び報告）に基づく点検を実施する。

⑴　点検回数

①　外観点検及び機能点検　　年１回（日程は、協議し決定）

②　総　　合　　点　　検　　年１回（日程は、協議し決定）

⑵　保守点検対象物

別添１「児童発達支援センターあおば学園消防設備一覧」のとおり

⑶　点検責任者及び点検従事者

点検を実施するに当たり、消防設備士又は消防設備点検資格者を責任者と定め、発注者が指名する担当職員へ事前に報告すること。

⑷　負担区分

作業に必要な工具類、測定機器、消耗品（消火器の放射点検時の復旧用薬剤等）及び報告用紙は、受注者の負担とすること。

軽微な修理については、受注者の負担とし、その他については、別途協議の上決定すること。

⑸　事前提出書類

作業に先立ち次のものを提出すること。

①　点検責任者の資格証明書の写し（消防設備士又は消防設備点検資格者）

②　作業者名一覧

③　点検計画書（予め担当者と打合せの上決定した、外観点検及び機能点検、総合点検の日程）

⑹　報告書類

外観点検及び機能点検、総合点検を実施したときは、速やかに昭和５０年１０月１６日付け消防庁告示第１４号に定める点検票を添付した点検結果報告書を提出すること。

6　そ の 他

⑴　音の出る点検は、午睡（午後１時から午後３時）の時間を避けること。

⑵　受注者は、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑶　受注者は成果品等については市の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡・提供したりまたは提供してはならない。

⑷　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

⑸　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

①　受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

⑹　仕様書に疑義が生じた場合は、担当者と協議すること。

7　問合せ先

児童発達支援センター支所　吉田

電話番号　０４８－９４１－６７９５（直通）

別添

## 左岸広場　仮設園舎　消防設備一覧

| 保育園名 | 住所 | ※受信機 | 差動式スポット型感知器 | 定温式スポット型感知器 | 光電式スポット型感知器 | 発信器 | ベル | 消火器 | 漏電火災警報機 | 誘導灯誘導標識 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 左岸広場<br>仮設園舎 | 松江二丁目<br>70番11の一部 | Ｐ２ | １６ | １１ | ８ | | | ５ | | ４ | 通報装置 |

消火器リスト

| 保育園名 | 設置場所 | 器種名 | 製造年 |
|---|---|---|---|
| 左岸広場<br>仮設園舎 | 玄関正面の廊下角 | ABC粉末10型 | ２０１９年製 |
| | 調理室 | ABC粉末10型 | ２０１９年製 |
| | 給湯室兼医務室 | ABC粉末10型 | ２０１９年製 |
| | ０・１歳児室入口 | ABC粉末10型 | ２０１９年製 |
| | ４・５歳児室<br>入口前廊下 | ABC粉末10型 | ２０１９年製 |

# 仕　様　書

１　件　　名　消防設備保守点検業務委託
２　履行期間　契約締結日から令和６年（２０２４年）３月３１日まで
３　履行場所　草加市中央一丁目５番２２号
４　支払方法　業務完了払（年２回払）
５　委託内容　⑴　自動火災報知設備保守点検
　　⑵　非常放送設備保守点検
　　⑶　防排煙設備保守点検
　　⑷　ガス漏れ警報設備保守点検
　　⑸　消火器点検
　　⑹　誘導灯及び誘導標識保守点検
　　※数量は別記のとおり
　　また、上記に関する法定手続をすべて含むものとする。
６　点検の方法等
　有資格者（第１種又は第２種）をもって保守点検に当たり、法の規定に基づき機能を適正に保守し、非常災害時の対応に万全を期するものとする。
７　点検の回数及び実施月
　次の点検を年２回（６月及び１月）の点検日に振り分けて行うこと。
　⑴　外観点検　年１回　⑵　機能点検　年１回　⑶　総合点検　年１回
８　異常等の報告
　各設備に異常等を発見したときは、速やかに適切な処置を講ずるとともに、遅滞なく報告すること。
９　点検記録等
　点検事項は、法に定められた点検票に結果を記載し、点検実施の都度提出すること。
10　その他
　⑴　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
　⑵　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
　⑶　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
　　①　受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
　　②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
　⑷　仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
11　問合せ先
　４月から１２月まで
　草加市役所　健康福祉部　保健センター　担当　麻尾
　電話０４８（９２２）０２００（直通）
　１月から３月まで

草加市役所　総合政策部　資産活用課　施設管理係　担当　谷中
電話０４８（９２２）１７９８（直通）

別　記

保守点検調整項目

| | | |
|---|---|---|
| ⑴　消化器 | ①１０型 | １５本 |
| ⑵　自動火災報知設備 | ①受信機 | １台 |
| | ②熱感知器（差動式） | ４２個 |
| | 〃　（低温式） | ７個 |
| | ③煙感知器　２種 | ６個 |
| | ④発信機 | ４個 |
| | ⑤表示灯 | ４個 |
| | ⑥電鈴 | ４個 |
| | ⑦配線点検 | 一式 |
| ⑶　ガス漏れ火災警報設備 | ①受信機 | １台 |
| | ②検知器 | ４個 |
| ⑷　非常警報器具及び設備 | ①防災アンプ | １台 |
| | ②スピーカー | ３９個 |
| ⑸　誘導灯及び誘導標識 | ①誘導灯 | ３台 |
| | ②誘導標識 | ４枚 |
| ⑹　防排煙制御設備 | ①連動制御装置 | １台 |
| | ②煙感知器　３種 | ５個 |
| | ③自動用鎖装置（防火戸） | ６か所 |
| | 〃　（シャッター） | １か所 |

# 仕　様　書

１　件　　名　消防設備保守点検業務委託(勤労福祉会館)
２　履行期間　契約締結日から令和６年（２０２４年）３月３１日まで
３　履行場所　草加市旭町六丁目１３番２０号　草加市立勤労福祉会館
４　支払方法　業務完了払い（年２回払）
５　委託内容　履行場所にある各種設備機器について、その機能を保全するため、消防法第１７条の３の３（消防用設備等の点検及び報告）基づく点検及び報告（報告書の作成及び届出含む）を行う。

⑴　点検回数
①　外観点検及び機能点検　　年１回（日程は、協議し決定）
②　総合点検（アの点検も含む）　年１回（日程は、協議し決定）

⑵　点検対象項目
別紙のとおり

⑶　点検責任者及び点検従事者
点検を実施するに当たり、消防設備士免許取得者若しくは点検資格を有する責任者を定め、発注者が指名する担当職員の承諾を得ること。

⑷　緊急時の設置
火災その他による作動時又は地震、台風その他による非常発報等の機能障害が発生した場合や業務中設備に異常が認められたとき、又は異常の連絡を受けたときは、速やかに臨機の処置を行うとともに係員に連絡し、その指示に従い機器の調整を行う。

⑸　負担区分
点検に必要な工具類、測定機器、消耗品（消火器の放射点検時の復旧用薬剤等）及び報告用紙は、受注者の負担とする。軽微な修理については、受注者の負担とし、その他については、別途協議の上決定する。

⑹　提出書類
点検に先立ち、次のものを提出すること。
①　点検者名一覧（作業責任者を明記のこと）
②　点検計画書（予め担当者と打ち合わせの上決定した、外観点検及び機能点検の日程）

⑺　記録の作成及び報告書の提出
外観点検及び機能点検、総合点検を実施したときは、速やかに昭和５０年１０月１６日付け消防庁告示第１４号に定める点検表を作成し、点検結果報告

書を提出すること。

6　その他

⑴　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑵　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

⑶　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

①　受注者又は受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

⑷　履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

⑸　仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

7　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市総務部契約課

電話０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　仕様書の記載内容に関すること（契約締結後）

草加市市民生活部くらし安全課消費労政係　担当　石橋

電話０４８（９４１）６１１１（直通）

# 点検対象設備及び項目内訳

## 1　自動火災報知設備

⑴差動式（スポット型）

１階　南側　１２
　　北側　　７
　　ホール　４
２階　　１１

⑵定温式（スポット型・普通）

１階　南側　　３
２階　　５

3)定温式（防水型スポット）

１階 南側　　４
２階　　３

4)煙　式（イオン化式）

１階　南側　　２
２階　　２
階段　　１
ホール　　４
ホール天井裏　４

5)地区音響装置

１階南側・北側各１
２階　　１
ホール　　１

6)発信機

１階　南側　　１
２階　　１
ホール　　１

7)受信機 ホーチキ（株）受第９～１１７号

## ２．屋内消火栓設備点検　一式

1)消火器具点検 粉末 10 号 １２本
2)誘導灯及び誘導標識点検 一式
3)配線点検（誘導灯）　　一式
4)非常放送設備点検
5)配線点検（屋内消火栓） 一式
6)非常電源（非常電源専用受電設備）一式
　　屋内消火栓設備一式
7)消防用設備等点検結果報告書 一式

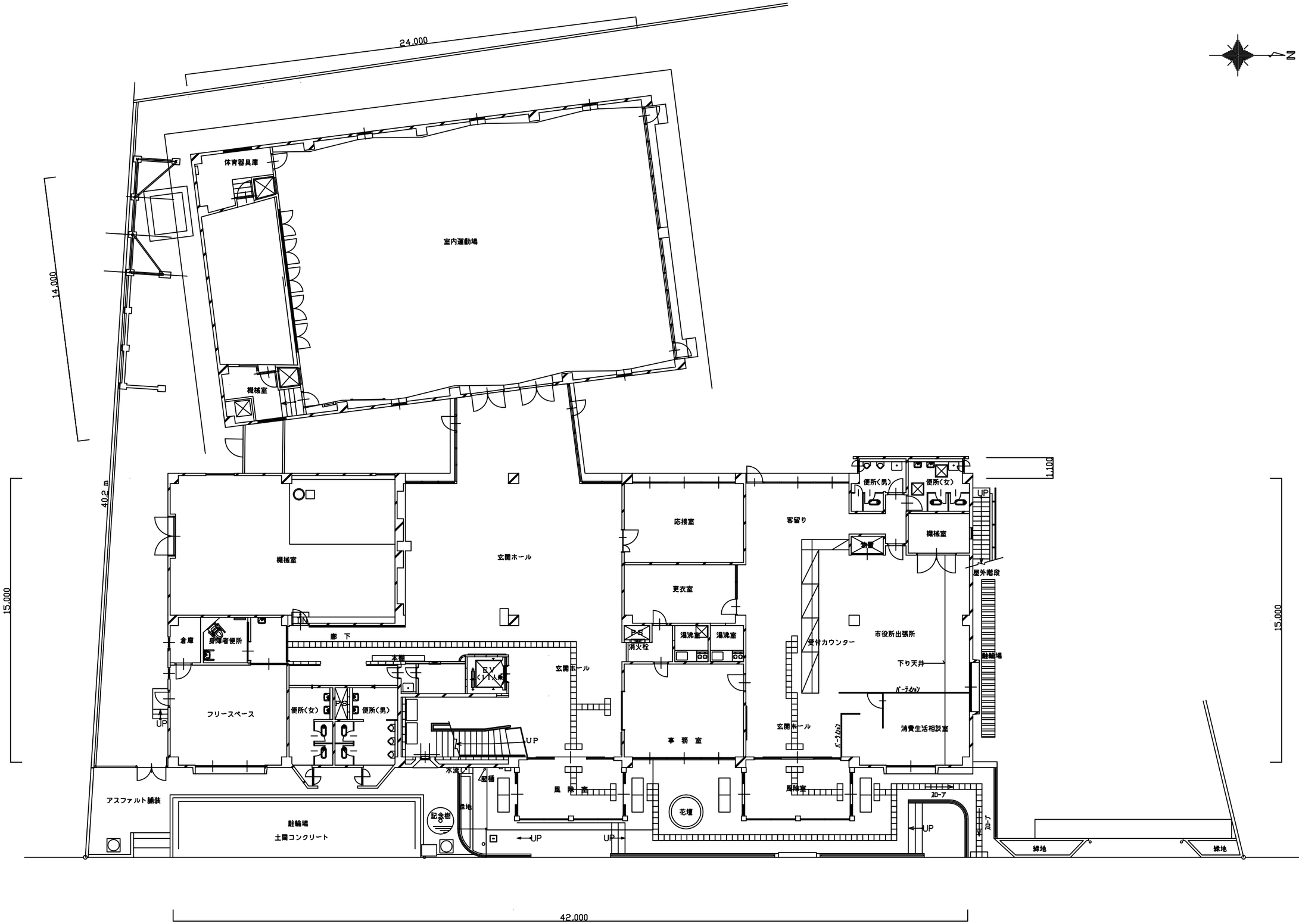


1階平面図 1:100

勤労福祉会館

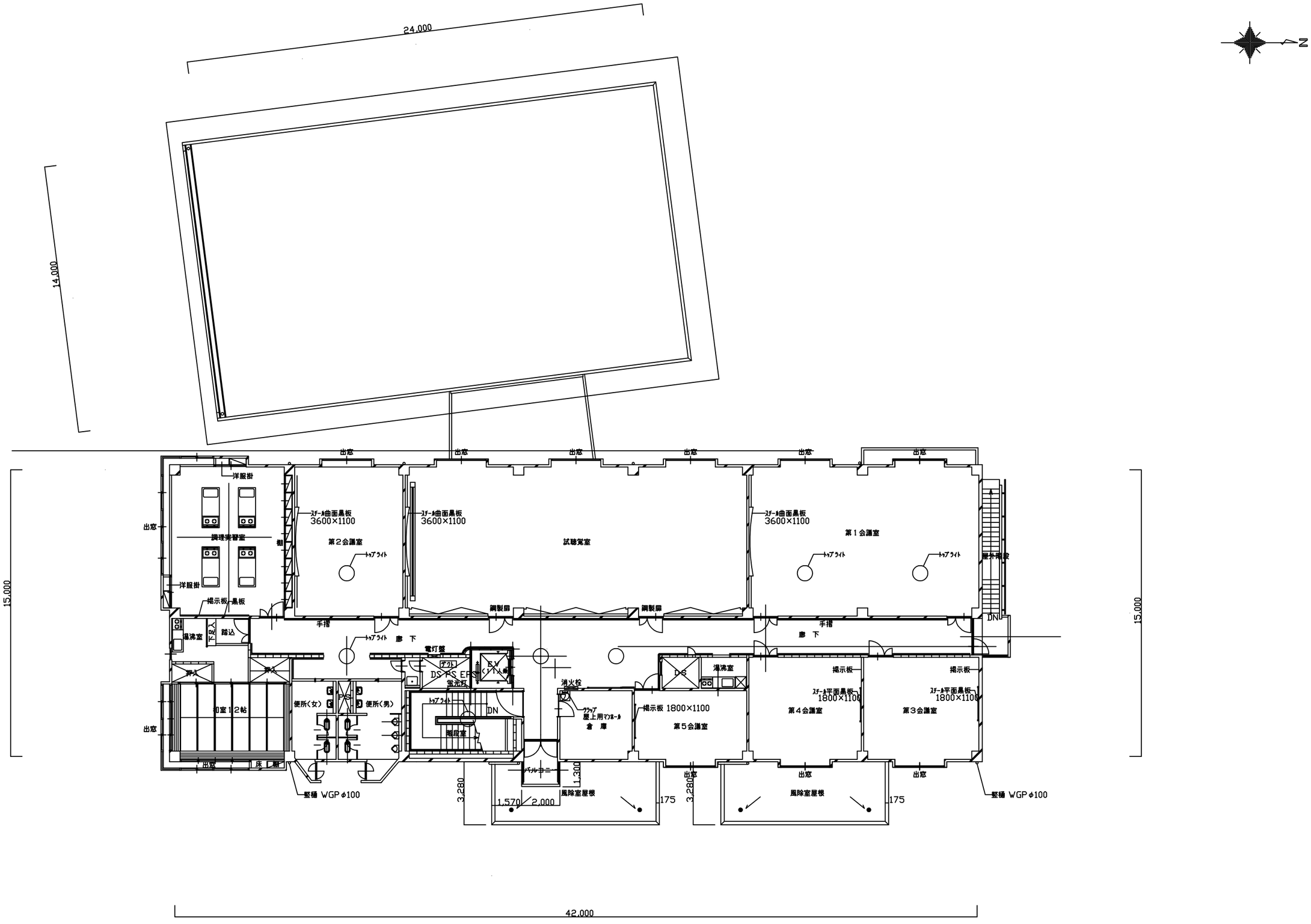


2 階 平 面 図

勤労福祉会館

| 契約形態 | 業務委託 |
|---|---|

# 仕　様　書

１　件　　名　　消防設備保守点検業務委託

２　履行期間　　契約締結日から令和６年（２０２４年）３月３１日まで

３　履行場所　　草加市高砂二丁目１１番１７号　草加市再開発住宅

４　支払方法　　業務完了払（年２回払）

５　委託内容

点検は、消防法（昭和２３年法律第１８６号）第１７条の３の３の規定に基づき、外観点検、機能点検及び総合点検により、消防用施設等が同法第１７条の技術上の基準に適合しているか否かの確認を行う。確認後、同法第１７条の３の３の規定に基づき、消防長へ報告を行う。

⑴ 対象設備及び数量

ア　自動火災報知機

| | |
|---|---|
| ・受信機（Ｐ－１級、１０回線） | １　面 |
| ・Ｐ型発信機（１級）等収納箱 | ６　面 |
| ・差動式スポット型感知器（２種） | ５０箇所 |
| ・定温式スポット型感知器（１種、防水型） | １２箇所 |
| ・定温式スポット型感知器（特殊） | １１箇所 |
| ・光電式煙感知器（２種、非蓄積型） | １箇所 |

| | |
|---|---|
| イ　ガス漏れ検知器 | １０箇所 |
| ウ　消火器（ＡＢＣ１０型） | ９箇所 |
| エ　避難梯子 | ５箇所 |

⑵ 点検回数

消防法令に定める方法により、外観点検、機能点検及び総合点検を行う。

| | |
|---|---|
| ア　外観点検及び機能点検 | 年間２回 |
| イ　総合点検（外観点検及び機能点検１回を含む） | 年間１回 |

⑶ 提出書類

業務に先立ち、次のものを各一部提出すること。

ア　業務着手届

イ　点検者一覧（消防設備士免状等資格証の写し）

⑷ 業務等の実施

業務の実施に当たり、事前に担当者と打合せを行うこと。また、安全対策を十分に施すこと。

⑸ 報告書の提出

消防法令に定める様式により、業務完了毎に報告書を提出すること。

なお、提出に当たっては、内容について説明するものとし、不備不良個所がある場合は状況の分かる写真及び改修概算費用等を提出すること。

６　その他

⑴ 故障時の臨時整備は、担当者の指示を受け行うこと。

⑵ 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

⑶ 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑷ 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

①受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

②受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

７　問合せ先

草加市役所　総合政策部　資産活用課　施設管理係　鳥巣

電　話　０４８－９２２－１７９８（直通）

# 仕　様　書

1　件　　名　　消防設備保守点検委託（教育支援室）

2　履行期間　　契約締結日から令和６年（２０２４年）３月３１日まで

3　履行場所　　草加市松江一丁目１番３２号
　　草加市教育支援室及び社会福祉協議会

4　支払方法　　業務完了払い（年２回払い）

5　委託内容
　各種設備機器の機能保全のため、消防法第１７条３の３の規定に基づく点検を実施する。
⑴　点検回数
　①　外観点検及び機能点検　　年１回
　②　総合点検（①の点検含む）　年１回
⑵　点検対象設備及び項目

| | | |
|---|---|---|
| ①　消火器具 | ＡＢＣ粉末１０型消火器 | ７本 |
| ②　自動火災報知設備 | 受信機　Ｐ型２級５回線 | １台 |
| | 地区ベル　２個 | |
| | 発信機　　２個 | |
| | 差動式スポット型感知器 | ２８個 |
| | 定温式スポット型感知器 | ４個 |
| | 光電式スポット型感知器 | ４個 |
| ③避難器具設備 | 救助袋（斜降式） | １基 |
| ④誘導灯 | 避難口Ｂ級 | ５台 |
| | 廊下通路 | ３台 |

⑶　点検責任者及び点検従事者
　点検を実施するに当たり、消防設備士等の点検資格者を責任者と定め、発注者が指名する担当者の承諾を得る。
⑷　緊急時の設置
　火災その他による作動時、又は地震、台風その他による非常発報等の機能障害が発生した場合や、業務中、設備に異常が認められたとき、又は異常の連絡を受けたときは、速やかに臨機の処置を行うと共に係員に連絡し、その指示に従い機器の調整を行う。
⑸　負担区分について
　①　発注者において負担すべきもの
　　点検に係る水光熱費
　②　受注者において負担すべきもの
　　点検に必要な工具類、測定機器、消耗品（消火器の放射点検時の復旧用薬剤等）及び報告用紙

⑹　提出書類

点検に先立ち、次のものを提出すること。

①　消防設備点検資格者証明書の写し

②　点検者名一覧（作業責任者を明記のこと）

③　点検計画書（予め担当者と打合わせのうえ決定した防火対象物点検、外観、機能点検、総合点検の日程）

⑺　記録の作成及び報告書の提出

外観、機能点検、総合点検を実施したときは、速やかに消防法第８条の２の２第１項に基づく報告及び昭和５０年１０月１６日付け消防庁告示第１４号に定める点検表を作成し、提出すること。

６　その他

⑴　仕様書に書かれていない事項については、担当課と協議すること。

⑵　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑶　草加市環境マネジメントシステムに基づく取り組みに協力すること。

⑷　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約課からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

①　受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

⑸　履行期間中に、本案件に係る法令等の制度及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

７　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（入札前）

草加市役所　契約課

電話０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　契約締結後の問合せ先

草加市教育委員会教育総務部教育支援室　能登

電話０４８（９３３）７５９１（直通）

# 仕　様　書

１　件　　名　　消防設備保守点検業務委託（吉町集会所）

２　履行期間　　契約締結日から令和６年（２０２４年）３月３１日まで

３　履行場所　　草加市吉町三丁目９番２４号　草加市立吉町集会所

４　支払方法　　業務完了払（年２回払い）

５　委託内容

⑴　点検内容　　消防法の規定による

⑵　期間及び回数　　ア　外観点検及び機能点検　年１回

イ　総合点検（アの点検含む）　年１回

⑶　作業責任者及び作業従事者

作業を実施するに当たり、消防設備士免許保持者若しくは点検資格者を責任者と定め、発注者が指名する担当者の承諾を得る。

⑷　緊急時の設置

火災その他による作動時又は地震、台風その他による非常発報等の機能障害が発生した場合や、業務中設備に異常が認められるとき、又は異常の連絡を受けたときは、速やかに臨機の処置を行うとともに係員に連絡し、その指示に従い機器の調整を行う。

⑸　負担区分

ア　発注者において負担すべきもの

点検に係る光熱費

イ　受注者において負担すべきもの

点検に必要な工具類、測定機器、消耗品（消火器の放射点検時の復旧用薬剤等）及び報告用紙

⑹　提出書類

点検に先立ち、次のものを提出すること。

ア　防火対象物点検資格者証明書の写し

イ　点検者名一覧（作業責任者を明記のこと）

ウ　点検計画書（予め担当者と打ち合わせの上決定した外観及び機能点検、総合点検の日程）

⑺　記録の作成及び報告書の提出

外観及び機能点検、総合点検を実施したときは、速やかに消防法第８条の２の２第１項に基づく報告及び昭和５０年１０月１６日付消防庁告示１４号に定める点検表を作成し、提出すること。

6　消防用設備等の種類

⑴　消火器具　４台

⑵　非常警報設備

⑶　誘導標識

⑷　配線

7　その他

⑴　この仕様書に記載のない事項については、担当と協議を行なうこと。

⑵　草加市環境マネジメントシステムに基づく取り組みに協力すること。

⑶　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑷　「草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例」（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア　受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

イ　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

⑸　履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

8　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所　契約課

電話０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　契約締結後の問合せ先

草加市教育委員会 教育総務部 生涯学習課 生涯学習係 担当 棚谷

電話番号　０４８－９２２－２８１９（直通）

| 委託番号 | ７８０３ |
|---|---|
| 契約形態 | 業務委託 |

# 仕　様　書

１　件　　名　　消防設備保守点検業務委託（柿木公民館）

２　履行期間　　契約締結の日から令和６年（２０２４年）３月３１日まで

３　履行場所　　草加市柿木町１２６３番地
草加市立柿木公民館

４　支払方法　　業務完了払（年２回払）

５　委託内容
各種設備機器の機能保全のため、消防法第１７条３の３の規定に基づく点検を実施する。
⑴　点検回数
ア　外観、機能点検　　年１回
イ　総合点検（アの点検も含む）　年１回
⑵　点検対象設備
別紙のとおり
⑶　点検責任者及び点検従事者
作業を実施するにあたり、消防整備士等の点検有資格者を責任者と定め、発注者が指名する担当者の承諾を得る。
⑷　緊急時の設置
火災その他による作動時、又は地震、台風その他による非常発報等の機能障害が発生した場合や、業務中、設備に異常が認められたとき、又は異常の連絡を受けたときは、速やかに臨機の処置を行うと共に係員に連絡し、その指示に従い機器の調整を行う。
⑸　負担区分
作業に必要な工具類、測定機器、消耗品（消火器の放射点検時の復旧用薬剤等）及び報告用紙は、受注者の負担とする。軽微な修理については、受注者の負担とし、その他については別途協議のうえ決定する。
⑹　提出書類
作業に先立ち、次のものを提出すること。
ア　消防設備士資格証明書の写し
イ　点検者名一覧（作業責任者を明記のこと）
ウ　点検計画書（予め担当者と打合せの上決定した、外観、機能点検、総合点検の日程）
⑺　記録の作成及び報告書の提出について
外観、機能点検、総合点検を実施したときは、速やかに昭和５０年１０月１６日付け消防庁告示第１４号に定める点検表を作成し提出すること。

６　その他
⑴　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
⑵　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
⑶　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）

第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５　　５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

①　受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

⑷　仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

７　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（入札前）

草加市役所　契約課

電話　０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　契約締結後の問合せ先

草加市立柿木公民館　　担当　増田

電話　０４８（９３１）３１１７（直通）

別紙

# 点検対象設備及び項目

１　自動火災報知設備

| | |
|---|---|
| 受信機 | １台 |
| 感知器 | ３０個 |
| 煙感知器 | １２個 |
| 発信機 | ２個 |
| 機器収容箱 | ２個 |
| 表示灯 | ２個 |
| 電源装置 | 一式 |

２　消化器（粉末）　１１本

３　誘導灯

| | | |
|---|---|---|
| 避難口 | Ｂ級ＢＬ形（２０Ｂ形） | ４台 |
| 通路 | Ｂ級ＢＬ形（２０Ｂ形） | １台 |

４　非常放送設備　１基

５　防火パネル　３台

# 仕　様　書

1 件　　名　　消防設備等保守点検業務委託（新里文化センター）

2 履行期間　　契約締結日から令和６年（２０２４年）３月３１日まで

3 履行場所　　草加市新里町９８３番地　草加市立新里文化センター

4 支払方法　　業務完了払い（年２回払）

5 委託内容　　各種設備機器の機能保全のため、消防法第１７条３の３の規定に基づく点検を実施する。

（１）点検回数

ア　外観､機能点検　　年１回

イ　総合点検（アの点検含む）　年１回

（２）点検対象設備及び項目

別紙のとおり

（３）点検責任者及び点検従事者

点検を実施するにあたり、防火対象物点検資格者又は点検資格者を責任者と定め、委託者が指名する担当者の承諾を得る。

（４）緊急時の設置

火災その他による作動時又は地震、台風その他による非常発報等の機能障害が発生した場合や、業務中に設備に異常が認められたとき、又は異常の連絡を受けたときは、速やかに臨機の処置を行うとともに､係員に連絡し､その指示に従い機器の調整を行う。

（５）負担区分

ア　発注者において負担すべきもの

点検に係る光熱水費

イ　受注者において負担すべきもの

点検に必要な工具類、測定機器、消耗品（消火器の放射点検時の復旧用薬剤等）及び報告用紙

（６）提出書類

点検に先立ち、次のものを提出すること。

ア　防火対象物点検資格者証明書の写し

イ　点検者名一覧（作業責任者を明記のこと）

ウ　点検計画書（予め担当者と打合せのうえ決定した防火対象物点検、外観、機能点検、総合点検の日程）

（７）記録の作成及び報告書の提出

防火対象物定期点検、外観、機能点検、総合点検を実施したときは、速やかに消防法第８条の２の２第１項に基づく報告及び昭和５０年１０月１６日付け消防庁告示１４号に定める点検表を作成し、提出すること。

6 その他

(1)草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
(2)業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
(3)草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
(4) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当と協議すること。

7 問合せ先　　草加市立新里文化センター　担当　大久保
電話　０４８－９２７－３３６２

別紙

# 点検対象設備及び項目

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 自動火災報知器設備 | 受信機（蓄積式） | | 1台 |
| | | 発信機 | | 4台 |
| | | 中継機（遠隔試験機能付き） | | 2台 |
| | | 感知器 | | 47台 |
| | | 煙感知器 | | 15個 |
| | | 電源装置 | | 1式 |
| 2 | 消火器 | | | 15本 |
| 3 | 誘導灯 | 避難口 | B級 | 8個 |
| | | 通路 | B級 | 1個 |
| | | 廊下 | B級 | 3個 |
| | | 誘導灯信号装置 | | 1基 |
| 4 | 非常放送設備 | | | 1基 |

| 委託番号 | ８００５ |
|---|---|
| 契約形態 | 業務委託 |

# 仕　様　書

１　件　　名　消防設備保守点検業務委託（新田西文化センター）

２　履行期間　契約締結の日から令和６年（２０２４年）３月３１日まで

３　履行場所　草加市清門三丁目４９番地１
　　草加市立新田西文化センター

４　支払方法　業務完了払（年２回払）

５　委託内容
　各種設備機器の機能保全のため、消防法第１７条３の３の規定に基づく点検を実施する。
⑴　点検回数
　①　外観、機能点検　　年１回
　②　総合点検（①の点検を含む。）　年１回
⑵　点検対象設備及び項目

| | | | |
|---|---|---|---|
| ①　自動火災報知器設備 | | 受信機 | １台 |
| | | 感知器 | ４６個 |
| | | 煙感知器 | １０個 |
| | | 発信器 | ５台 |
| | | 電源装置 | １式 |
| ②　消火器 | | | １０本 |
| ③　誘導灯 | 避難口 | Ｂ級 | ３台 |
| | 〃 | Ｃ級 | ８台 |
| | 通路 | Ｂ級 | ４台 |
| ④　非常放送設備 | | | １基 |

⑶　点検責任者及び点検従事者
　点検を実施するにあたり、消防設備士等の点検資格者を責任者と定め、発注者が指名する担当者の承諾を得る。
⑷　緊急時の設置
　火災その他による作動時、又は地震、台風その他による非常発報等の機能障害が発生した場合や、業務中、設備に異常が認められたとき、又は異常の連絡を受けたときは、速やかに臨機の処置を行うと共に係員に連絡し、その指示に従い機器の調整を行う。
⑸　負担区分について
　①　発注者において負担すべきもの
　　点検に係る水光熱費
　②　受注者において負担すべきもの
　　点検に必要な工具類、測定機器、消耗品（消火器の放射点検時の復旧用薬剤等）及び報告用紙
⑹　提出書類
　点検に先立ち、次のものを提出すること。
　①　消防設備点検資格者証明書の写し
　②　点検者名一覧（作業責任者を明記のこと）
　③　点検計画書（予め担当者と打合わせのうえ決定した防火対象物点検、外観、機能点検、総合点検の日程）

⑺　記録の作成及び報告書の提出

外観、機能点検、総合点検を実施したときは、速やかに消防法第８条の２の２第１項に基づく報告及び昭和５０年１０月１６日付け消防庁告示第１４号に定める点検表を作成し、提出すること。

6　その他

⑴　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑵　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

⑶　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

①　受注者及び受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

⑷　仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

⑸　履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

7　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所　契約課

電話０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　契約締結後の問合せ先

草加市立新田西文化センター　初田

電話０４８（９４２）０７７８（直通）

| | |
|---|---|
| 委託番号 | |
| 契約形態 | 業務委託 |

# 仕　様　書

1　件　　名　　消防設備保守点検業務委託（川柳文化センター）

2　履行期間　　契約締結の日から令和６年（２０２４年）３月３１日まで

3　履行場所　　草加市立川柳文化センター
草加市青柳６丁目４５番１７号

4　支払方法　　業務完了払い（年２回）

5　委託内容

各種設備機器の機能保全のため、消防法第１７条３の３の規定に基づく点検を実施する。

⑴　点検回数

ア　外観、機能点検　　年１回

イ　総合点検（アの点検も含む）　年１回

⑵　点検対象設備

別紙のとおり

⑶　点検責任者及び点検従事者

作業を実施するにあたり、消防設備士等の点検有資格者を責任者と定め、発注者が指名する担当者の承諾を得る。

⑷　緊急時の設置

火災その他による作動時、又は地震、台風その他による非常発報等の機能障害が発生した場合や、業務中、設備に異常が認められたとき、又は異常の連絡を受けたときは、速やかに臨機の処置を行うと共に係員に連絡し、その指示に従い機器の調整を行う。

⑸　負担区分

作業に必要な工具類、測定機器、消耗品（消火器の放射点検時の復旧用薬剤等）及び報告用紙は、受注者の負担とする。軽微な修理については、受注者の負担とし、その他については別途協議のうえ決定する。

⑹　提出書類

作業に先立ち、次のものを提出すること。

ア　消防設備士資格証明書の写し

イ　点検者名一覧（作業責任者を明記のこと）

ウ　点検計画書（予め担当者と打合せの上決定した、外観、機能点検、総合点検の日程）

⑺　記録の作成及び報告書の提出について

外観、機能点検、総合点検を実施したときは、速やかに昭和５０年１０月１６日付け消防庁告示第１４号に定める点検表を作成し提出すること。

6　その他

⑴　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑵　草加市環境マネジメントに基づく取り組みに協力すること。

⑶　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

①　受注者及び受注者の下請け業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

⑷　仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

7　問い合わせ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（入札前）

草加市役所　契約課

電話　０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　契約締結後の問合せ先

草加市立川柳文化センター　　担当　新井

電話　０４８（９３６）４０８８（直通）

別紙

# 点検対象設備及び項目

1　自動火災報知設備

| | |
|---|---|
| 受信機 | １台 |
| 感知器 | ４２個 |
| 煙感知器 | １２個 |
| 発信機 | ４個 |
| 地区音響装置 | ４個 |
| 電源装置 | 一式 |

2　消化器（粉末）

| | |
|---|---|
| １０型 | １４本 |
| ６型 | ２本 |

3　誘導灯

| | | |
|---|---|---|
| 避難口 | 中型 | ７本 |
| 通路 | 中型 | ２本 |

4　非常放送設備　１基

5　防火シャッター　３基

6　防火扉　３台

# 仕　様　書

１　件　　名　　消防設備等保守点検業務委託(歴史民俗資料館)

２　委託期間　　契約締結の日から令和６年（２０２４年）３月３１日まで

３　委託場所　　草加市立歴史民俗資料館
草加市住吉一丁目１１番２９号

４　支払方法　　業務完了払（年２回払）

５　委託内容

①　点検内容
委託場所にある防火対象物について、その機能を保全するため、消防法第１７条の３の３（消防用設備等の点検及び報告）に基づく点検を実施する。

②　期間及び回数　　外観点検及び機能点検　年２回

③　作業責任者及び作業従事者
作業を実施するにあたり、消防設備士免許若しくは点検資格者を責任者と定め、委託者が指名する担当者の承諾を得る。

④　緊急時の設置
火災その他による作動時、又は地震、台風その他による非常発報等の機能障害が発生した場合や、業務中、設備に異常が認められたとき、又は異常の連絡を受けたときは、速やかに臨機の処置を行うと共に係員に連絡し、その指示に従い機器の調整を行う。

⑤　負担区分
作業に必要な工具類、測定機器、消耗品（消火器の放射点検時の復旧用薬剤等）及び報告用紙は、受託者の負担とする。軽微な修理については、受託者の負担とし、その他については別途協議のうえ決定する。

⑥　提出書類
作業に先立ち、次のものを提出すること。
ア　消防設備士資格証明書の写し
イ　作業者名一覧（作業責任者を明記のこと）
ウ　作業計画書（予め担当者と打合せの上決定した外観、機能点検、総合点検の日程）

⑦　記録の作成及び報告書の提出について
外観、機能点検、総合点検を実施したときは、速やかに昭和５０年１０月１６日付け消防庁告示第１４号に定める点検表を作成し提出すること。

⑧　消防用設備等点検結果報告書の提出

６　消防用設備等の種類

| | | |
|---|---|---|
| ①　消火器具 | 消火器（粉末）１０型　　４本 |
| ②　自動火災報知機 | 受信機１台、感知器８台、煙感知器５台、<br>火災報知器２台、電源装置一式 |
| ③　誘導灯及び誘導標識 | 避難口（中型）２台、通路（中型）３台 |
| ④　配線 | |

7　その他

①　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

②　草加市環境マネジメントシステムに基づく取り組みに協力すること。

③　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

１）受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に報告すること。

２）受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

④　仕様書に疑義が生じたとき場合は、担当課と協議すること。

8　問合せ先

①　仕様書の記載内容に関すること（入札前）

草加市役所　契約課

電話　０４８（９２２）１１２９（直通）

②　契約締結後の問合せ先

草加市役所　生涯学習課歴史民俗資料館　戸張

電話　０４８（９２２）０４０２（直通）